

《資 料》

2020年12月24日公表された韓国の 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」

張 睿 映（抄訳）

2020年12月24日、韓国科学技術情報通信部および国務調整室は、国務総理が主宰する国政懸案点検調整会議で「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」を確定し発表した¹⁾。人工知能（Artificial Intelligence）時代に備えていくための法的基盤を設ける今回のロードマップは、人工知能関連の法制整備の課題を、「人工知能の共通基盤」と「人工知能の活用と拡散」に分けて30個提示している。以下、本ロードマップの概要および知的財産法にも関連する法制整備の課題を紹介する。

A. 推進の背景および方向性

1. 推進背景

人工知能と他分野との融合により、デジタル転換が加速化する中、各国の国家革新戦略の樹立や推進に合わせて、韓国も「人工知能国家戦略（2019.12）」、「デジタルニューディール（2020.7）」を通じて人工知能強国へ進むための努力を続けている。

人工知能による新しい付加価値の創出・既存産業の革新・国民生活の便宜増進・社会懸案の解消・高度の生産性による経済全般の効率性向上が期待される

1) 科学技術情報通信部プレスリリース（2020.12.24）

<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mPid=112&mId=113&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3179749>

が、同時に、データ・アルゴリズムの不公平、階層間の格差拡大、雇用構造の急激な変化に対しては徹底に備えることが要求されている状況である。

そこで人工知能の活用と拡散による効果を極大化しながら、逆機能は最小化するように、現在の人工知能の技術水準、国内外の法制整備の動向等を分析し、総合的で先制的な法・制度・規制の整備方案を策定することを推進した。

科学技術情報通信部は本ロードマップ樹立のため、学界・法曹界をはじめ、人文社会・科学哲学分野の専門家を含む法制整備団(全体会議および9個の作業班)を構成・運営し、主要な整備分野および課題を導出した。議論の結果に学界・業界の人工知能技術専門家20人から追加収集した意見を合わせ、國務調整室等の関係官庁との協議を経て、合同で11個分野の30個の整備課題を取りまとめた。

2. 推進方向²⁾

科学技術情報通信部は、今回の「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」を樹立するにあたって、i) 人工知能に固有な技術特性、急速な発展による新技術と旧制度との溝を極服するために、総合的かつ先制的な整備を推進し、ii) 国内の法体系および海外の立法動向の分析結果を反映して、グローバルな動向と調和しながらも、韓国の実情に合うように法制整備(案)を設け、iii) 社会的合意に基づく、iv) 民間の自律を優先するロードマップを策定して、人工知能関連分野の法・制度・規制整備のための道しるべを提示しようとしたという。

目標は「人中心の人工知能時代を実現するための人工知能の法・制度・規制ロードマップの提示」であり、基本方向は、①人工知能の特性に合わせた「先制的な法・制度」、②グローバルな議論を考慮した「総合的な法・制度」、③民間の自律を尊重する「市場親和的な法・制度」、④社会的な合意を通じた「相互包容基盤の法・制度」である。

2) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」3頁、17頁

B. 人工知能関連の法制整備課題

「人工知能の共通基盤」の課題として、①データ経済活性化のための基盤助成、②アルゴリズムの透明性および公正性の確保、③人工知能の法人格および責任体系の整備、④人工知能の倫理、そして「人工知能の活用と拡散」のための課題として、①医療、②金融、③行政、④雇用・労働、⑤包容・福祉、⑥交通が挙げられている。各分野の課題目録および関係官庁と日程は以下の通りである。

人工知能法制整備課題目録 (30個³⁾)

課題目録	関係部処	日程	
人工知能の共通基盤			
データ	データ産業振興のための基本法制定	科学技術情報通信部	2021.上
	データ管理業に対する法的根拠の新設	科学技術情報通信部・個人情報委員会	2021.上
	個別産業および需要を考慮したデータ活用支援	産業通商資源部・中小ベンチャー企業部	2021.上
	自動化された個人情報処理に依存した意思決定に対する対応権の導入	個人情報委員会	2021.上
	データマイニングのための著作物利用の許容	文化体育観光部	2021.上
	結合手続および仮名情報安全措施に対する規制の再検討	個人情報委員会	2021.下

3) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」7頁～8頁

	データの独占および不当な利用行為に対する規律方案の策定	特許庁・公正取引委員会	2022.下
アルゴリズム	自律的アルゴリズムの管理・監督環境の助成	科学技術情報通信部	2021.下～
	企業の営業秘密保障のためのアルゴリズム公開基準の策定	科学技術情報通信部・公正取引委員会	2021.下
	プラットフォームのアルゴリズム運営の公正性・透明性の確保	公正取引委員会・科学技術情報通信部	2021.上
法人格	人工知能創作物の権利関係	文化体育観光部・特許庁	2021～
	人工知能への法人格付与方案の策定	法務部・科学技術情報通信部	2023～
責任	人工知能による契約効力の明確化	科学技術情報通信部・法務部	2023～
	人工知能の行為に対する損害賠償	法務部・公正取引委員会	2023～
	人工知能が介入した犯罪に対する制裁の多様化	科学技術情報通信部	2023～
倫理	人工知能の倫理基準の策定	科学技術情報通信部	2020.12
	人工知能倫理教育カリキュラムの開発	科学技術情報通信部・教育部	2021.下
人工知能の活用と拡散			
医療	人工知能医療機器の国際基準（ガイドライン）の開発	食品医薬品安全処	2022.上
	人工知能を活用した医療行為の健康保険適用の改善	保健福祉部	2023～

金融	異常金融取引の探知・遮断システム基盤の電子金融事故対応体系の強化	金融委員会	2021.上
	決済・認証サービスの安全性の強化	科学技術情報通信部・金融委員会	2021.上
行政	人工知能を活用した自動化行政の根拠制定	法制処	2021.下
	人工知能行政に対する権利救済手続の制定	法制処・国民權益委員会	2022.上
	人工知能行政の透明性の確保	法制処	2023～
雇用	仕事環境の変化に対応するための雇用保険の拡大	雇用労働部・企画財政部	2021.上
	プラットフォーム従事者保護方案の策定および未来型安全保健管理の模索	雇用労働部	2023～
包容	デジタル包容政策の推進基盤の確立	科学技術情報通信部	2021.下
	高危険分野の人工知能技術基準の策定	科学技術情報通信部	2022.下
	人工知能の成年後見制度の導入	法務部・科学技術情報通信部・保健福祉部	2023～
	人工知能事故処理のための保険制度改編方案の策定	国土交通部・海洋水産部	2023～

これら30個課題の解決のために、法令28件、ガイドライン6件、制度運営改善4件が提示されており、それらは2022年までの短期計画26件と2023年以降の長期計画12件として計画されている。

以下では、法制整備課題30個のうち、「人工知能の共通基盤」に関する17個

の課題を、1.データ、2.アルゴリズム、3.法人格、4.責任、5.倫理の順に紹介する。「人工知能の活用と拡散」に関する13個の課題⁴⁾は省略する。

1. データ経済活性化の基盤助成（7個課題）に関する法制整備計画⁵⁾

[現況] データは、人工知能・クラウド・5G等の新技術の発展と合わさってビジネスエコシステムの大変革を触発する国家発展の核心動力として作用する。米国のビッグデータR&D戦略（2016）、日本のSociety5.0実現に向けたデータ活用展開（2017）、中国のビッグデータ発展計画（2017）、韓国のデータ・AI経済活性化計画（2019）、EUの欧州データ戦略（2020）など、世界各国は産業革新を牽引できるようにデータ中心の経済パラダイムへの転換を加速化している。

[海外] 各国はデータ経済活性化のための各種立法を推進している。

国家	法令および主要内容
EU	(GDPR) 情報主体の権利と企業の責任を強化、説明要求権・個人情報移動権等を保障（2018.5）
英国	(企業および規制改革法) 金融・エネルギー分野のマイデータに関する法的根拠を新設（2013.8）
フランス	(デジタル共和国法) 公共データの開放、データ移動権等のデータ流通促進（2016.10）
日本	(官民データ活用推進基本法) 国家・地方自治体・企業保有データの活用促進（2016.12）
豪州	(消費者データ権利法) マイデータサービス活性化のために消費者のデータ権利の保障（2019.8）

[国内] 仮名情報活用とデータ結合を許容するデータ3法の改正完了（2020.8.5）

4) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」35頁～48頁を参照

5) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」19頁～24頁

施行)等、データ経済活性化のために積極的な法制整備をしている。ただ、個人情報保護法および公共データ法の規律範囲に当てはまらない民間データに対しては、法制に一部不備があるなど、収集・流通・活用というデータバリューチェーン全般に対する規律の空白が存在する。信用情報保護法改正(2020)により自動化された個人信用評価結果に対する説明要求権・異議提起権が認められたものの、自動化された個人情報処理に依存した意思決定に対応する権利に不備がある。

①データ産業振興のための基本法の制定(科学技術情報通信部、2021.上)

【現況】 データの概念およびデータエコシステム全般を規律する法制が不在し、権利・義務関係の不確実性、データ流通・取引の不振等の問題が発生している。

【改善】 結合・活用等を通じて多様な価値を創出できる材料として「データ」の概念を定義し、「データ生産者」、「データ取引事業者」等、参加主体を体系的に定義して権利・義務関係を明確化する。データの品質管理、標準化、標準契約書の制定と使用勧告、データ取引士養成支援等を通じてデータ取引の活性化を促進する。

【日程】 データ基本法の制定(2021.上)

②データ管理業に対する法的根拠の制定(科学技術情報通信部・個人情報委員会、2021.上)

【現況】 現在は信用情報法による信用・資産管理を支援するための「本人信用情報管理業」のみ許容しており、収集・加工・保有データを統合管理できるように支援する制度に不備がある。

【改善】 「データ管理業」の業務内容や要件等を規定する法的根拠を設けることで、データに対する効率的な管理を図り、データ基盤の多様で革新的なサービスの登場を促進する。

【日程】 データ基本法の制定、個人情報保護法の改正(2021.上)

③個別産業および需要を考慮したデータ活用の支援（産業通商資源部・中小ベンチャー企業部、2021.上）

【現況】多様で膨大な範囲でのビジネスモデル導出が困難であり、ベンチマーキング事例の不足などで企業に難点が多く、高い費用負担および拡張性の制限で企業間の協業等の民間推進に限界がある。産業データの特性による法的な不確実性、支援規定等の基盤が不十分であり、産業データ活用に対する企業の負担が大きく、民間の自律的な活用に制約がある。中小企業の製造データ関連の法的空白および体系的な支援基盤の不備により、デジタル転換に対する企業の負担と規制の不確実性が存在する。

【改善】産業データ活用の保護原則を提示し、活用支援専門会社等で取引活用を促進し、先導企業の選定支援、協業支援センター、専門人力養成等の根拠を設ける。製造データの公正な取引環境助成および権利保護等のために法令を制定する。

【日程】産業デジタル転換促進法の制定（2021.上）、中小企業スマート製造革新法の制定（2021.上）

④自動化された個人情報処理に依存した意思決定に対する対応権の導入（個人情報委員会、2021.上）

【現況】自動化された個人情報処理に依存した意思決定に対して説明を要求し、異議提起できる法的根拠がなく、該当決定に対する誤謬の訂正や補完が不可能である。

【改善】情報主体の権利保護および被害防止のために、説明要求権・異議提起権を保障する。

【日程】個人情報保護法の改正（2021.上）

⑤データマイニングのための著作物利用の許容（文化体育観光部、2021.上）

【現況】人工知能学習およびビッグデータ分析の過程において、音楽・画像・文章など著作物であるデータを複製・伝送する場合、著作権侵害になるおそれがある。著作権侵害の基準が曖昧でビッグデータ分析および人工知能学習デー

タ活用を阻害している。

【改善】人工知能学習のために著作物利用が必要であると認められる範囲を明確にし、著作物を許諾なく利用（複製・伝送）できるようにする。

【日程】著作権法の改正（2021.上）

⑥結合手続および仮名情報安全措施に対する規制の再検討（個人情報委員会、2021.下）

【現況】結合専門機関を導入・運営（2020.8～）しているが、現行の結合手続と結合体系を結合キー管理機関と結合専門機関に二元化、仮名情報の処理時に個人情報と同一な水準の安全措施を要求するなど仮名情報処理時の安全措施等に対する制度改善を議論する必要がある。個人情報保護委員会は結合専門機関指定関連の条項に対して1年毎にその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない（施行令第62条の3）。

【改善】実際の制度運営の事例や成果等を勘案して、結合手続および仮名情報に対する安全性確保措置に対する規制の再検討を実施する。

【日程】規制再検討の結果を反映した制度改善の検討（2021.下）

⑦データの独占および不当な利用行為に対する規律方案の策定（特許庁・公正取引委員会、2022.下）

【現況】企業・個人のデータを独占、または不当に取得・使用する行為に対する規律が設けられておらず、公正な市場競争を阻害するおそれがある。プラットフォーム事業者の場合、市場を先占した事業者が利用者から収集したデータを不当に利用して関連市場を独占する行為に対する懸念が増加している。

【改善】データの不当な取得・使用・公開行為を不正競争行為のひとつとして規定し、これに対する侵害差止請求権、損害賠償請求権の新設を検討する。オンラインプラットフォーム分野の特殊性を考慮した公正取引法上の市場支配力評価基準を策定するなど、データの保有・活用能力を市場支配力を評価する際の考慮要素として規定し、支配的プラットフォームがデータの不当な利用により競争を制限する行為に対する規律を強化する。

【日程】不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の改正(2022.下)、(仮称)オンラインプラットフォーム分野の単独行為審査指針の制定(2021.上)

2. アルゴリズムの透明性と公正性確保(3個課題)に関する法制整備計画⁶⁾

[現況] アルゴリズムは人工知能技術を具現する核心要素として、政治・社会・経済・文化全般の意思決定に重大な影響力を行使する。信用評価(ローン等の金融商品)、商品推薦(オンラインショッピングモール)、コンテンツ推薦(Netflix)、価格決定(Amazon)、カスタマイズ広告(オンラインプラットフォーム)、人工知能採用面接等がその例である。アルゴリズムの特性のうち、アルゴリズム適用による人種・社会的地位・性向・貧富・性別等の差別が発生するという「偏向性」、人工知能システム作動過程を人間が知ることができないという「不透明性(いわゆるブラックボックス属性)」があるが、これらは人工知能技術の活用に対する不信感および社会的受容性の低下を招き、人工知能技術の発展・活用の障害要因になるおそれがある。

[海外] アルゴリズムの透明性確保のため、アルゴリズムによる偏見防止、自動化された意思決定に対する説明要求権の保障等の取組みがされている。

区分	主要内容
EU:オンラインプラットフォーム透明性・公正性規則(2020.7)	プラットフォーム検索アルゴリズムの主要変数、相対的重要度を約款に公開
EU:GDPR(2018.5)	自動化された処理に対する説明要求権と異議提起権の導入
EU:人工知能白書(2020.2)	高危険AIシステムの行動・決定を追跡・立証できる記録・データの保管、高危険AI使用に対する適切な情報提供等
米国:AIとアルゴリズム使用に対する指針(2020.4)	AIとアルゴリズムを使用する際に、透明性、説明可能性、公正性、堅固性、実証

6) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」25頁～27頁

的妥当性、責任性等を備えるようにする

【国内】 アルゴリズムの公開基準や範囲等、アルゴリズムの偏向性と誤謬を防止するための制度に不備がある。

①自律的アルゴリズムの管理・監督環境の助成（科学技術情報通信部、2021.下～）

【現況】 アルゴリズムの偏向性・誤謬を評価・検証できる体系がない。

【改善】 政府の直接的なアルゴリズム規制は、アルゴリズム開発の萎縮と人工知能の便益減少を招くため、民間の自律性確保のための内部監査を勧告し、必要な際には検証のガイドラインを提示するなど、企業の自律的な評価・管理・監督体系を構築し運営する。

【日程】 ガイドラインの制定（2021.下）、必要な場合、知能情報化基本法の改正（2023～）

②企業の営業秘密保障のためのアルゴリズム公開基準の策定（科学技術情報通信部・公正取引委員会、2021.下）

【現況】 企業が事業のために人的・物的投資を通じて価格・取引条件・取引方法等に関する手続・方法・規則などを作るために活用するアルゴリズムは営業秘密に属するところ、説明要求権の行使により企業のアルゴリズムが公開される場合、営業秘密に該当するアルゴリズムまで公開されることになり、企業の正当な利益を害するおそれがある。

【改善】 アルゴリズムの営業秘密性の認定基準、民間の自律的なアルゴリズム公開の基準・範囲・方法等を提示して、営業秘密を侵害しない限度内で透明性を確保する。

【日程】（仮称）アルゴリズム公開および説明ガイドラインの制定（2021.下）

③プラットフォームのアルゴリズム運営の公正性・透明性の確保（公正取引委員会・科学技術情報通信部、2021.上）

【現況】プラットフォーム事業者がアルゴリズムを人為的に調整して入店店舗に不利益を与えたり、消費者を欺瞞する場合、公正な取引が害され、消費者厚生が低下される。公正取引委員会は、ショッピング検索結果で自社を優待したプラットフォーム事業者に対して、「検索結果が客観的であると信じる消費者を欺瞞し、市場競争を歪曲」したという理由で是正命令と課徴金を賦課(2020)している。

【改善】プラットフォームのアルゴリズム運営過程の公正性と透明性を確保するため、検索結果の露出順位や基準に関する情報提供方案を策定する。プラットフォーム事業者の営業秘密であるアルゴリズムそのものを公開するように義務づけるものではない。

【日程】（先）民間の自律規制、（後）オンラインプラットフォーム関連法の整備（2021.上）

3. 人工知能の法人格認定（2個課題）に関する法制整備計画⁷⁾

【現況】人工知能の自らの判断で締結した契約の不履行や人を傷つける傷害行為等で、民事・刑事的な責任が争われる事例が発生している。人工知能が人間と同じ水準の知的能力を保有することで発生する問題を解決するために、人工知能の法人格認定の可否および人工知能そのものの権利主体性の認定可否の議論が登場した。また、人工知能を通じた創作活動促進および関連産業振興のため、創作物を生成する人工知能の権利主体性の認定の議論も提起される。人工知能の創作物が知的財産として保護を受けられない場合、無断利用の横行で投資が減少し、革新の持続が難しくなり、公共の社会・経済的な恵沢が減少する。

【海外】EUは人工知能ロボットに「電子人（e-person）」の法的地位を付与する「人工知能ロボット決議案」を決議（2017.1）したが、法制化に至っていない。人工知能を発明者・著作者として認定する法制はないが、英国・ニュージーラ

7) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」28頁～29頁

ンド・インド等では、コンピュータ創作物の著作物性を認定し、制作者に権利を付与する規定を有する。

[国内] 人工知能の法人格を認定する立法事例はなく、人工知能創作物の著作物性も認めていない。

①人工知能創作物の権利関係（文化体育観光部・特許庁、2021～）

【現況】 現行法は発明・創作の主体を人に限定し、人工知能の創作物に対する知的財産権は認められていない。産業・文化・芸術の発展という観点で、創作物の権利関係に対する深層的な議論が必要である。

▶ 特許法 第33条（特許を受けられる者）

① 発明をした者、またはその承継人はこの法で定めるところにより特許を受けられる権利を有する。

▶ 著作権法 第2条（定義）

この法で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「著作物」とは、人間の思想または感情を表現した創作物をいう。

【改善】 人工知能創作物の投資者・開発者を知的財産権者として認めたり、人工知能の法人格を知的財産権分野で限定的に認定する等、権利関係を定める方案に関する国内の意見収集および公論化の結果をもとに、法体系の改編案を策定する。国際的な調和のため、世界知的所有権機関（WIPO）での議論とも連携する。

【日程】 特許法・著作権法の改正、または関連特別法の制定を検討（2021～）

②人工知能への法人格付与方案の検討（法務部・科学技術情報通信部、2023～）

【現況】 人工知能による損害の発生時、損害原因を特定することが難しいため損害賠償が困難であったり、人間の介入のない人工知能の単独犯罪の発生時、犯罪能力または刑罰適応能力が認められないため処罰できない場合が存在する。

【改善】 人工知能を権利主体として認定して損害賠償および犯罪処罰できるように民事・刑事上の法人格関連法体系の改編を議論する。

【日程】民法や刑法等の改正方案の検討（2023～）

4. 人工知能の責任体系（3個課題）に関する法制整備計画⁸⁾

〔現況〕人工知能の自律的判断の結果、損害・傷害・犯罪等が発生する場合、人工知能の民事・刑事上の責任問題が議論される。

（契約責任）人間の介入なく人工知能が締結した契約の有効性問題や契約の履行・不履行に対する責任の帰属問題 例）6歳の子供がAmazon人工知能秘書Alexaにおもちゃとクッキーを買ってほしいと言ったことが注文として認識され、18万ウォン相当の商品が配達された事例（2017.1）

（不法行為責任）人工知能により傷害・損害が発生した場合、人工知能利用者は過失がないという理由で責任を回避し、被害者が損害を負担 例）Tesla自動車が空と白色トレーラーを区別できず衝突して搭乗者が死亡した事件に対して、米国連邦交通安全委員会は車が事故原因であると指摘（2016.5）

（人工知能犯罪）人工知能の独立した行為が犯罪に該当する場合、人間の行為のみを前提とする現行の刑法適用に限界 例）米国ショッピングモール巡回ロボットが16ヶ月の幼児を攻撃（2016.7）

〔海外〕人工知能の刑事責任を認定している国はなく、主要国は人工知能の民事責任に関する立法を議論中である。

国家	主要内容
EU	人工知能産業分野における規制の不確実性を解消するための民事責任報告書を発表（2020.7）：被害者・製品・サービスの間の契約関係と損害発生のみで提供社が責任
米国	統一電子取引法（1999）：電子エージェント（electronic agent）を契約締結の主体として認定するものの、契約の効果はその背後の個人に帰属
ドイツ	連邦道路交通法の改正（2017）：「完全に自動化された自動車」による被害が発生した場合、製造者や自動車保有者に責任帰属

8) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」30頁～32頁

〔国内〕人工知能そのものの責任に関する具体的な立法の議論はなく、人工知能の民事・刑事上の責任に対する学術的議論や研究が存在する。

①人工知能による契約効力の明確化(科学技術情報通信部・法務部、2023～)

【現況】人工知能が自律的に契約を締結する場合、人工知能の判断が人工知能利用者の意思表示として認められないと、契約が無効・取消になり、契約の相手は契約履行を請求できないという結果になる。

【改善】人工知能の意思表示を人工知能利用者の意思表示として認定し、人工知能による契約締結を代理人による法律行為(「表見代理」の法理を類推適用)として認定する法的根拠を新設する。

【日程】電子文書および電子取引基本法の改正検討(2023～)

②人工知能の行為に対する損害賠償(法務部・公正取引委員会、2023～)

【現況】人工知能の判断で損害が発生した場合、損害原因を特定・立証することが難しく、人工知能製品の欠陥による損害が発生した場合にも賠償を受けられない結果を招く。AIソフトウェアの場合、「製造物」に該当するかが不明で、製造物責任法の適用可否も不確定である。

【改善】人工知能の特性を考慮し、国民の生命・身体安全等に密接に関連する高危険分野の場合、人工知能のシステム設計者・運営者と人工知能製品・サービス提供者に高度の注意義務を要求し、損害が発生した場合、過失が無いとしても責任を課す等、誰にも責任がない場合の損害賠償制度の導入の必要性を検討する。

【日程】民法や製造物責任法等の改編方案の検討(2023～)

③人工知能が介入した犯罪に対する制裁の多様化(科学技術情報通信部、2023～)

【現況】人工知能技術が利用された犯罪行為の登場にもかかわらず、責任主義の原則上、現行刑法の刑罰規定(死刑・懲役・禁錮・資格喪失・資格停止・拘留・科料・没収の9種類)では人工知能が介入した犯罪の防止に限界がある。

【改善】人工知能そのものの解体・再プログラミング・廃棄、人工知能サービスの中止、人工知能を通じて形成された財産の取引中止および財産取得無効化等、人工知能の特性を反映した行政処分を新設する。

【日程】行政処分関連法の改正（2023～）

5. 人工知能の倫理（2個課題）に関する法制整備計画⁹⁾

[現況] 産業全般に人工知能が活用されることで、技術の誤用や濫用・データ偏向性・私生活侵害・アルゴリズムによる差別等、人工知能の倫理問題が台頭した。例）人工知能基盤採用システムにおける性差別（2018、Amazon人工知能リクルート）、人工知能スピーカーの常時ロギングによるプライバシー問題（2019.4）、人工知能基盤の犯罪予測プログラムの人種差別（2018、COMPAS）等 [海外]OECDの人工知能勧告案（2019.5）、UNESCOの人工知能倫理勧告事項草案（2019.5）、EUの信頼できる人工知能倫理ガイドライン（2018.12）等、世界各国と主要国際機構は産業振興のための総合戦略と合わせて倫理的な人工知能を実現するための原則を発表している。

[国内] 知能情報技術の影響を考慮した倫理指針が提示されているが、人工知能に特化した倫理ガイドラインはない。

①人工知能倫理基準の策定（科学技術情報通信部、2020.12）

【現況】 知能情報社会倫理ガイドライン（2018.4）、利用者中心の知能情報社会のための原則（2019.11）等が発表されたが、人工知能分野に特化した汎国家的な倫理原則の必要性が持続的に提起されている。

【改善】 人工知能の開発から活用までの全段階においてすべての社会構成員が参照できる包括的で一般的な人工知能の倫理基準を策定する。国内外の主要な人工知能倫理原則（25個）を比較・分析した結果を土台に、人工知能の志向点、人工知能の地位、すべての社会構成員が遵守すべき主要原則等を提示する。

【日程】 人工知能倫理基準の策定・発表（2020.12）

9) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」33頁～34頁

②人工知能倫理教育カリキュラムの開発(科学技術情報通信部・教育部、2021.下)

【現況】人工知能の開発・活用等、技術中心の力量強化に集中された教育だけでは人工知能の倫理教育に限界がある。

【改善】専門家、一般市民、開発者等、多様な社会構成員に分けて、生涯段階別の人工知能倫理教育カリキュラムを研究・開発する。

【日程】人工知能倫理教育カリキュラムの研究・開発(2021.下)、小学校・中学校の関連科目に人工知能の倫理に関する内容を盛り込む改正(2022)

C. 今後の計画¹⁰⁾

今回のロードマップで発掘された30個の課題に対しては、具体的な法令の改正案など、推進課題別に整備の対象および方案を策定し、整備を本格化する。

i) 改善課題整備のための細部推進方案の策定後に整備を本格化

30個課題別の主務官庁が、整備対象・日程・細部整備方向および社会的合意導出方案を含む改善課題整備のための「整備推進計画」を樹立(2021.上)する。整備推進計画を第4次産業革命委員会で審議・調整した後、法令の制定・改正案をまとめ、整備を推進する(2021.下)。

ii) 持続的なロードマップの修正・補完および新規課題の発掘推進

人工知能技術の発展状況、社会構造変化の推移などを考慮して本ロードマップを修正・補完し、分野別・領域別の法令整備のための新規課題の発掘も推進する。そのために、現在運営中の「人工知能法制整備団」を活用する。

iii) 社会的公論化および合意導出のために第4次産業革命委員会と協力

人工知能の法制整備需要の提起、法制整備方向に対する国民の意見収集および利害関係調整等のために、第4次産業革命委員会との協力を強化する。第4次産業革命委員会は、産学研の専門家・消費者・市民社会の代表者・利害関係者で構成された協議体を運営し、利害関係の調整と社会的合意を導き出す役割

10) 「人工知能の法・制度・規制整備ロードマップ」49頁

をする。

以上